

海岸防災林再生支援事業補助金交付要領

(目的)

第1 公益社団法人宮城県緑化推進委員会（以下「委員会」と言う。）は、県民の海岸防災林に対する関心を高め、再生活動への推進に寄与するため、海岸防災林の再生支援活動を希望している地域住民、企業、団体等が行う植樹活動に対し、林野庁の補助事業である海岸防災林再生等復興支援事業（以下「事業」という。）の予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定める。

（補助対象事業）

第2 補助対象事業は、海岸防災林の再生のための植樹活動とする。

（実施主体）

第3 事業の実施主体は、地域住民等で組織する団体及び企業・NPO等の団体等で自ら植樹及び管理を行う者とする。

（補助金）

第4 補助金は、理事長が承認した事業経費について、別表の補助対象に掲げる内容とする。

（事業計画書）

第5 事業を行おうとする者は、あらかじめ事業計画書（様式1号）を理事長に提出するものとする。

（補助金の内示）

第6 理事長は第5により提出された事業計画書を適正と認めた時は、事業計画を承認し、実施主体（以下「補助事業者」という。）に対し補助金の内示の通知を行うものとする。

2 理事長は、前項の通知に際し条件を付することができるものとする。

（事業内容の変更）

第7 補助事業者は、何らかの理由で承認された事業内容の変更及び事業期間の延長を行う場合は、事前に海岸防災林再生支援事業変更届書（様式2号）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の承認を行った場合は、補助事業者に対し書面で通知しなければならない。

（標識板等の設置）

第8 補助事業者は、事業実施箇所に標識板等を設置しなければならない。

（実績報告）

第9 補助事業者は、事業が完了したときは速やかに事業実績報告書（様式3号）を理事長に提出するものとする。

（検査）

第10 理事長は、第9による実績報告書を受理し必要と認めた場合は、確認の検査を行うものとするが、理事長が認めた場合は確認検査を省略できるものとする。

（補助金の額の確定・交付）

第11 理事長は、実績報告書により事業が適正と認められたときは、補助金の額を確定し、補助事業者からの請求に基づき速やかにこれを交付するものとする。

2 補助事業者は、本規定による補助金を受領したときから平成33年度末までは、関係帳簿類を保存しなければならない。

(補助金の返還)

第12 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の全部または一部の返還措置をとることがある。

1 申請書、その他の書類の内容に虚偽の記載があると認められたとき。

2 この要領、または補助金交付の条件に違反したと認められたとき。

(その他)

第13 理事長は、この要領により難いと認められる場合は、規定の一部を適用しないことができる。

附 則

この要綱は、平成28年5月11日から施行し、平成28年度事業に適用する。

(別表)

補助対象の項目	補助対象の内容
資材購入費	抵抗性クロマツなどの苗木 肥料
行動費	バスの借上げ
会場整備費	植樹に伴う植穴の表示（外注した場合） 植樹地盤の整地（外注した場合）
植樹会費	標識板（看板）の作成・設置 テント、テーブル、パイプ椅子などの借り上げ、 案内看板及び安全対策の設置等 仮設トイレの借上げ
各種の手配は補助事業者が行い、経費を支払った後、実績報告書の提出時に受領書（コピー）を添付すること。	